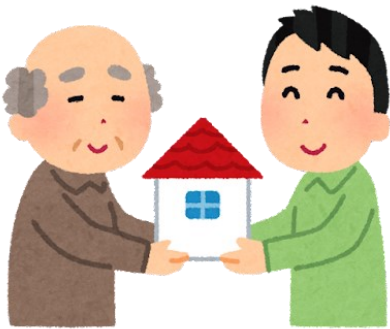


## 『相続税額等の質疑応答事例 相続開始前7年以内贈与想定』

国税庁の資産課税課は今般、相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額関係及び相続時精算課税関係を中心に質疑応答事例をまとめた。所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)等の施行に伴うもの。具体的な金額、計算方法等を示しながら様々な事例を詳説している。例えば問1-2では、以下の通り。

Xは、父である甲から、暦年課税により4回にわたって計700万円(令和7年1月に100万円、同6月に200万円、令和11年2月に250万円、同4月に150万円)、また、相続時精算課税により令和12年3月に110万円の贈与を受けた。令和14年3月に甲が死亡。上記の財産につき甲の死亡に係る相続税の課税価格には、500万円が加算される。※Xは甲から相続等により財産を取得しておらず、また、甲以外の者から贈与は受けていない。1) 暦年課税に係る贈与により取得した財産(加算対象贈与財産)の価額:(200万円+250万円-100万円(控除))+150万円=500万円 ※加算対象期間内の贈与のうち計450万円が、相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産に該当し、100万円を控除。2) 相続時精算課税の適用を受ける財産の価額:110万円-110万円(基礎控除額)=0円



## 『グローバル・サウスと連携強化 6年版通商白書閣議決定—政府』

政府は令和6年版の通商白書を閣議決定した。白書は、米中対立やロシアによるウクライナ侵攻などで世界経済の分断の危機が見られる中、ルールベースの国際貿易秩序の再構築や、今後高い成長が見込まれ、重要鉱物・物資等のサプライチェーン強靱化の観点からも重要なパートナーとなりうるグローバル・サウス諸国との連携強化が重要であると強調した。また、外国為替市場で円安が進む中でも輸出数量が伸び悩んでおり、生産・調達の国内回帰の機運が高まる中で輸出力の強化が課題だとした。

インド等のグローバル・サウス諸国は高成長を維持、日本企業のこうした国々への事業拡大意欲は旺盛だと指摘。今後の高成長を確かなものにするには、ガバナンス・対外開放・イノベーションの実現を支援することが重要であり、グローバル・サウス諸国の自立的発展のため、世界貿易機関(WTO)の機能回復に向けた取組を加速、全ての国の経済発展の基盤であるルールベースの国際貿易秩序を再構築する必要があるとした。円安の中、我が国製造業全体の8割を占める企業も間接的な輸出により利益を得ている。これらの間接輸出企業による直接輸出には、輸出拡大の大きなポテンシャルがある一方、リソースや情報・ノウハウの不足が課題だと指摘している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)